

条 例 議 案 参 考 資 料

(議案第 8 7 号～議案第 9 6 号)

令和 4 年 第 3 回 (9 月) 川 口 市 議 会 定 例 会

令和4年第3回（9月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第 87号参考資料	川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1
議案第 88号参考資料	川口市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案新旧対照表……………	4
議案第 89号参考資料	川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	39
議案第 90号参考資料	川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	44
議案第 91号参考資料	川口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	45
議案第 92号参考資料	川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	53
議案第 94号参考資料	川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	78
議案第 95号参考資料	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	79
議案第 96号参考資料	川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	81

議案第 87号参考資料

川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市選挙運動費用の公費負担に関する条例（平成5年条例第7号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（選挙運動用自動車の使用の公費の支払）</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日</p>	<p>（選挙運動用自動車の使用の公費の支払）</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日</p>

の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ （略）

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額）

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）

第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、28円35銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数から500を減じた数を乗じて得た金額に586、905円を加えた

の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第6条において同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ （略）

（選挙運動用ビラの作成の公費の支払）

第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額）

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

（選挙運動用ポスターの作成の公費の支払）

第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、27円50銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数から500を減じた数を乗じて得た金額に573、030円を加えた

金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数（1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、第4条、第9条及び第13条の支払の請求の手續その他第2条、第7条及び第11条の規定の適用に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1・2 （略）

金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数（1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。次条において同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（委任）

第15条 この条例に規定するもののほか、第4条、第9条及び第13条の支払の請求の手續その他第2条、第7条及び第11条の規定の適用に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1・2 （略）

（鳩ヶ谷市の編入に伴う特例）

3 鳩ヶ谷市の編入に伴い、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第8条第3項の規定の適用を受ける川口市議会議員の選挙における第13条及び第14条の規定の適用については、第13条中「26円73銭」とあるのは「462円88銭」と、「当該選挙が行われる区域」とあるのは「編入前の鳩ヶ谷市の区域」と、「ポスター掲示場の数から500を減じた数を乗じて得た金額に557,115円」とあるのは「ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に257,500円」と、「1.2を」とあるのは「1.1を」と、第14条中「当該選挙が行われる区域」とあるのは「編入前の鳩ヶ谷市の区域」と、「1.2を」とあるのは「1.1を」とする。

せるため、引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職（医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

- (1) 川口市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号）第10条の2第1項の規定により管理職手当を支給される職員の職
- (2) 川口市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年

せるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員に退職により _____ 公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき _____。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由 _____ が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、 _____ 1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は _____、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなった _____ と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。
- 5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、市長が別に定める。

条例第62号)第4条の規定により管理職手当を支給される職員の職

(3) 川口市学校職員の給与等に関する条例(昭和44年条例第16号)第3条の規定により県費負担に係る学校職員の例により管理職手当を支給される職員の職

(4) 川口市医療センター企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年条例第33号)第6条の規定により管理職手当を支給される職員の職(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この章において同じ。)以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、

次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の

職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市の加入する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、職員の定年等の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 (略)

附 則

1 (略)

(経過措置)

2 第4条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号。以下「改正法」という。）附則第3条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第4条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条」と、同項及び同条第2項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和60年3月31日」と読み替えるものとする。

(定年に関する特例)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

3 前項の規定は、医師及び歯科医師については、適用しない。

(定年の引上げに伴う定年による退職の特例に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和11年3月31日までの間における第4条の規定の適用については、同条第1項中「できる」とあるのは「できる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この条において同じ。）（第9条の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条において同じ。）を占めている職員については、第9条の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない」と、同条第2項ただし書中「定年退職日」とあるのは「定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」とする。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間）において、当該職員に対し、当

該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

○ 川口市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号）（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（初任給、昇給、昇格等の基準）</u></p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員の昇給は、市長が別に定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>6 60歳を超える職員（市長が別に定める職員を除く。）の第3項の規定による昇給は、<u>同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が別に定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>7～9（略）</p> <p>10 <u>川口市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第7号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額</u>は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号。以下「勤務時間等に関する条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>	<p><u>（初任給、昇給、昇格等の基準）</u></p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員の昇給は、市長が別に定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>6～8（略）</p> <p>9 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p>

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合にお

第4条の2 再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号。以下「勤務時間等に関する条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下_____「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下_____「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下_____「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下_____「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下_____「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合にお

いて、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる自転車等の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア・イ (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 (略)

(時間外勤務手当)

第12条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務をした時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が勤務時間等に関する条例第3条第2項に規定する規則で定める勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用につ

いて、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる自転車等の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア・イ (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 (略)

(時間外勤務手当)

第12条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務をした時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が勤務時間等に関する条例第3条第2項に規定する規則で定める勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用につ

いては、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 勤務時間等に関する条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等に関する条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、第1項 _____ の規定にかかわらず、勤務1時間につき第15条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外の勤務又は割振り変更前の正規の勤務時間を超える勤務をすることを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間等に関する条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）を合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項 _____

又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第15条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50を、それぞれ乗じて得た額の合計額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間等に関する条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対して、当該時間1時間につき、第15条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間

いては、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 勤務時間等に関する条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等に関する条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、第1項 （前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） の規定にかかわらず、勤務1時間につき第15条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外の勤務又は割振り変更前の正規の勤務時間を超える勤務をすることを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間等に関する条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）を合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項 （第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第15条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50を、それぞれ乗じて得た額の合計額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間等に関する条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対して、当該時間1時間につき、第15条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間

外にした勤務に係る時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を、それぞれ乗じて得た額の合計額を時間外勤務手当として支給することを要しない。

6 （略）

（期末手当）

第16条 （略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) （略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 （略）

（勤勉手当）

第16条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び第3項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額

外にした勤務に係る時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあつては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を、それぞれ乗じて得た額の合計額を時間外勤務手当として支給することを要しない。

6 （略）

（期末手当）

第16条 （略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) （略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 （略）

（勤勉手当）

第16条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額
3～5 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第17条の3 第4条第1項から第9項まで、第6条の3、第7条、第8条及び第8条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

1～19 (略)

20 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第22項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

21 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 医師及び歯科医師

(3) 川口市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(4) 川口市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第8条第2号に規定する管理監督職を占める職員

22 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第24項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下こ

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員
の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額
3～5 (略)

(再任用職員についての適用除外)

第17条の3 第7条、第8条及び第8条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

1～19 (略)

の項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

23 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

24 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第20項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第22項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第22項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第20項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第22項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第16条第5項(第16条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第16条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料の額との合計額」とする。

27 附則第20項から前項までに定めるもののほか、附則第20項の規定による給料月額、附則第22項の規定による給料その他附則第20項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1(第3条関係)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	(略)								
		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		187,300	214,900	241,400	259,100	278,500	293,100	317,500	356,000

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

医療職給料表 (1)

(略)

医療職給料表 (2)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	(略)					
		基 準 給料月額				
		214,900	241,400	259,100	278,500	293,100

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
再任用職員 — — — 以外の職員	(略)								
		187,300	214,900	241,400	259,100	278,500	293,100	317,500	356,000

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

医療職給料表 (1)

(略)

医療職給料表 (2)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 — — — 以外の職員	(略)					
		214,900	241,400	259,100	278,500	293,100

任用 短時間勤務 職員		円	円	円	円	円
		<u>214,900</u>	<u>241,400</u>	<u>259,100</u>	<u>278,500</u>	<u>293,100</u>

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前任用 短時間勤務職員 以外の職員	(略)					
定年前任用 短時間勤務 職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
		<u>214,900</u>	<u>241,400</u>	<u>259,100</u>	<u>278,500</u>	<u>293,100</u>

員						
---	--	--	--	--	--	--

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 — — — 以外の職員	(略)					
再任用職員		<u>214,900</u>	<u>241,400</u>	<u>259,100</u>	<u>278,500</u>	<u>293,100</u>

○ 川口市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第40号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（減給の効果） 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料の月額</u>（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）第3条第3項から第5項までの規定による基本報酬の額）の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>（減給の効果） 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、_____給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）第3条第3項から第5項までの規定による基本報酬の額）の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。</p>

○ 川口市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年条例第7号）（第4条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（手当額の特例）</p> <p>第17条 職員（<u>川口市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第7号）第12条又は第13条第1項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）が次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したそれぞれの業務ごとの日数が、1月についてその月の勤務を要する日数（その月の現日数から川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号。以下「勤務時間等に関する条例」という。）第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日並びに勤務時間等に関する条例第9条に規定する休日（勤務時間等に関する条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。）及び勤務時間等に関する条例第10条に規定する代休日を差し引いた日数をいう。次条第3項において同じ。）の2分の1に満たない場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、この条例の規定により受けるべき額の100分の50に相当する額とする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員に支給する手当の額）</p> <p>第18条 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したときに支給する手当の額は、第12条から第14条までの規定にかかわらず、それぞれ当該規定に定める額に、勤務時間等に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を、<u>同条第1項</u>に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額に相当する額とする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に</p>	<p>（手当額の特例）</p> <p>第17条 職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。）が次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したそれぞれの業務ごとの日数が、1月についてその月の勤務を要する日数（その月の現日数から川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号。以下「勤務時間等に関する条例」という。）第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日並びに勤務時間等に関する条例第9条に規定する休日（勤務時間等に関する条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合を除く。）及び勤務時間等に関する条例第10条に規定する代休日を差し引いた日数をいう。次条第3項において同じ。）の2分の1に満たない場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、この条例の規定により受けるべき額の100分の50に相当する額とする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>（再任用短時間勤務職員に支給する手当の額）</p> <p>第18条 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したときに支給する手当の額は、第12条から第14条までの規定にかかわらず、それぞれ当該規定に定める額に、勤務時間等に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を、<u>勤務時間等に関する条例第2条第1項</u>に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額に相当する額とする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に</p>

従事したときに支給する手当の額は、勤務時間等に関する条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を考慮して規則で定める職員にあっては、第5条、第6条及び第11条の規定にかかわらず、それぞれ当該規定に定める額に規則で定める割合を乗じて得た額に相当する額とする。

(1)～(3) (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員の第1項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したそれぞれの業務ごとの日数が、1月についてその月の勤務を要する日数の2分の1に満たない場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、同項の規定により受けるべき額の100分の50に相当する額とする。

従事したときに支給する手当の額は、勤務時間等に関する条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を考慮して規則で定める職員にあっては、第5条、第6条及び第11条の規定にかかわらず、それぞれ当該規定に定める額に規則で定める割合を乗じて得た額に相当する額とする。

(1)～(3) (略)

- 3 再任用短時間勤務職員の第1項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事したそれぞれの業務ごとの日数が、1月についてその月の勤務を要する日数の2分の1に満たない場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、同項の規定により受けるべき額の100分の50に相当する額とする。

○ 現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年条例第58号）（第5条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（適用職員の範囲）</p> <p>第2条 この条例において現業職員とは、常時勤務を要する職を占める職員、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員で次の各号のいずれかに掲げる者の行う労務を行うもののうち技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外のものをいう。</p> <p>(1) ～(5) （略）</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第6条 通勤手当は、次に掲げる現業職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条において「運賃等」という。）を負担することを常例とする現業職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である現業職員以外の現業職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具（以下この条において「自転車等」という。）を使用することを常例とする現業職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である現業職員以外の現業職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる現業職員を除く。）</p> <p>(3) （略）</p> <p>（勤勉手当）</p>	<p>（適用職員の範囲）</p> <p>第2条 この条例において現業職員とは、常時勤務を要する職を占める職員、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員で次の各号のいずれかに掲げる者の行う労務を行うもののうち技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外のものをいう。</p> <p>(1) ～(5) （略）</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第6条 通勤手当は、次に掲げる現業職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下_____「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下_____「運賃等」という。）を負担することを常例とする現業職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である現業職員以外の現業職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具（以下_____「自転車等」という。）を使用することを常例とする現業職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である現業職員以外の現業職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる現業職員を除く。）</p> <p>(3) （略）</p> <p>（勤勉手当）</p>

○ 川口市職員互助会に関する条例（昭和38年条例第8号）（第6条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（組織） 第2条 互助会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) ～(3) （略） <u>(4) 川口市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第7号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された川口市職員</u></p> <p>附 則 <u>（施行期日）</u> <u>1 （略）</u> <u>（組織の特例）</u> <u>2 互助会は、令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間、第2条各号に掲げる者のほか、川口市暫定再任用職員の採用等に関する条例（令和4年条例第 号）第6条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員に該当する川口市職員をもって組織する。</u></p>	<p>（組織） 第2条 互助会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) ～(3) （略） <u>(4) 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された川口市職員</u></p> <p>附 則 （略）</p>

○ 川口市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第62号）（第7条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要する職を占めるもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）であるもの及び同法第22条の4第1項 _____ に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下これらを「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第6条 通勤手当は、次に掲げる職員に対し支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤した場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具（以下この条において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) （略）</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要する職を占めるもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）であるもの及び同法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下これらを「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第6条 通勤手当は、次に掲げる職員に対し支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料道路（以下 _____ 「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下 _____ 「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤した場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具（以下 _____ 「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) （略）</p> <p>（再任用職員 _____ についての適用除外）</p>

第24条 第5条、第5条の3及び第14条の規定は、川口市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第7号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

（施行期日）

1 （略）

（川口市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の廃止）

2 （略）

（職員の定年の引上げに伴う給料の特例）

3 当分の間、職員の給料は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、川口市職員の給与に関する条例附則第20項から第27項までの規定の例により管理者が定めるところにより算定するものとする。

第24条 第5条、第5条の3及び第14条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

（施行期日）

1 （略）

2 削除

3 削除

4 （略）

5 当分の間、管理者が別に定める職員については、第4条の規定の適用を受けない職員のうち管理者が定めるものとの権衡上必要と認められる限度において、管理者が定めるところにより、第8条の規定による時間外勤務手当、第9条第2項の規定による休日勤務手当及び第10条の規定による夜間勤務手当の額について必要な調整を行うことができる。

○ 川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年条例第17号）（第9条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員の派遣） 第2条（略） 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4)（略） <u>(5) 川口市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第8条第2号に規定する管理監督職を占める職員</u> <u>(6)（略）</u> 3（略）</p>	<p>（職員の派遣） 第2条（略） 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4)（略） <u>(5)（略）</u> 3（略）</p>

○ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される川口市職員の処遇等に関する条例（平成15年条例第46号）（第10条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員の派遣） 第2条（略） 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員_____ _____ (2)（略） (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） (4)（略） (5) <u>川口市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第8条第2号に規定する管理監督職を占める職員</u> (6)（略）</p>	<p>（職員の派遣） 第2条（略） 2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。</u>） (2)（略） (3) 地方公務員法_____第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） (4)（略） (5)（略）</p>

○ 川口市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第12号）（第11条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（任命権者の報告）</p> <p>第2条 任命権者は、毎年12月末日までに、市長に対し、当該日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の前年度における次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1) 職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）</u>を除く。以下同じ。）の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) ～(11) （略）</p>	<p>（任命権者の報告）</p> <p>第2条 任命権者は、毎年12月末日までに、市長に対し、当該日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の前年度における次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1) 職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）</u>を除く。以下同じ。）の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) ～(11) （略）</p>

○ 川口市医療センター企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年条例第33号）（第12条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要する職を占めるもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）であるもの及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下これらを「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に対し支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具（以下この条において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) （略）</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要する職を占めるもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）であるもの及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下これらを「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に対し支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下_____「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下_____「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具（以下_____「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) （略）</p> <p>（再任用職員_____についての適用除外）</p>

第30条 第5条、第7条、第9条及び第20条の規定は、川口市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第7号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

（施行期日）

1 （略）

（職員の定年の引上げに伴う給料の特例）

2 当分の間、職員の給料は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、川口市職員の給与に関する条例附則第20項から第27項までの規定の例により管理者が定めるところにより算定するものとする。

第30条 第7条、第9条及び第20条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

（略）

○ 川口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年条例第10号）（第13条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（任期付短時間勤務職員の給料月額）</p> <p>第7条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される川口市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号。以下「給与条例」という。）第3条第1項に規定する給料表に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級及び号給に応じた額に、川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する<u>条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第9条第2項第2号の規定の適用については、同号中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「川口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年条例第10号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（特殊勤務手当に関する特例）</p> <p>第9条 川口市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年条例第7号）第18条の規定は、任期付短時間勤務職員について準用する。</p>	<p>（任期付短時間勤務職員の給料月額）</p> <p>第7条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される川口市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号。以下「給与条例」という。）第3条第1項に規定する給料表に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級及び号給に応じた額に、川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する<u>条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第9条第2項第2号の規定の適用については、同号中「<u>再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「川口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年条例第10号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（特殊勤務手当に関する特例）</p> <p>第9条 川口市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年条例第7号）第18条の規定は、任期付短時間勤務職員について準用する。<u>この場合において、同条第1項中「第2条第3項」とあるのは、「第2条第4項」と読み替えるものとする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（降給の種類）</p> <p>第3条 降給の種類は、降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の号給を同一の職務の級の下の号給に変更することをいう。以下同じ。）<u>並びに法第28条の2第1項に規定する降給とする。</u></p> <p>（降格の事由）</p> <p>第4条 任命権者は、<u>職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し</u>、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。</p> <p>(1) 職員の人事評価の結果又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>（降号の事由）</p> <p>第5条 任命権者は、<u>職員の人事評価の結果又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。</u></p> <p>（降任、免職、休職及び降給の手続）</p>	<p>（降給の種類）</p> <p>第3条 降給の種類は、降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の号給を同一の職務の級の下の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする</p> <p>_____。</p> <p>（降格の事由）</p> <p>第4条 任命権者は_____、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。</p> <p>(1) 職員の人事評価_____又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>（降号の事由）</p> <p>第5条 任命権者は、<u>職員の人事評価_____又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。</u></p> <p>（降任、免職、休職及び降給の手続）</p>

第6条 (略)

2 (略)

3 前項の規定は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この項において「他の職への降任等」という。）に該当する降任をする場合又は他の職への降任等に伴い降給をする場合には、適用しない。この場合において、他の職への降任等をされた職員又は他の職への降任等に伴い降給をされた職員には、その旨の通知を行うものとする。

附 則

1～3 (略)

(降給の種類の特例)

4 次の表の左欄に掲げる規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

川口市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号）附則第20項	並びに川口市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号）附則第20項の規定による降給とする
現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年条例第58号）附則第2項	並びに現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年条例第58号）附則第2項の規定による降給とする
川口市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第62号）附則第3項	並びに川口市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第62号）附則第3項の規定による降給とする
川口市学校職員の給与等に関する条例（昭和44年条例第16号）第3条の規定によりその例によることとされる学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）附則第8項	並びに川口市学校職員の給与等に関する条例（昭和44年条例第16号）第3条の規定によりその例によることとされる学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）附則第8項の規定による降給とする
川口市医療センター企業職員の給与	並びに川口市医療センター企業職員

第6条 (略)

2 (略)

附 則

1～3 (略)

の種類及び基準を定める条例（平成
18年条例第33号）附則第2項

の給与の種類及び基準を定める条例
（平成18年条例第33号）附則第
2項の規定による降給とする

（降給の手続の特例）

5 第6条第2項の規定は、前項の表の左欄に掲げる規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定により降給をされた職員には、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

○ 川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）（第15条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給料及び基本報酬の支給）</p> <p>第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料及びパートタイム会計年度任用職員（基本報酬の額を月額で定める者に限る。）の基本報酬の支給方法は、一般職給与条例の適用を受ける職員（パートタイム会計年度任用職員にあつては、一般職給与条例第4条第10項に規定する定年前提任用短時間勤務職員。以下同じ。）の例による。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（給料及び基本報酬の支給）</p> <p>第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料及びパートタイム会計年度任用職員（基本報酬の額を月額で定める者に限る。）の基本報酬の支給方法は、一般職給与条例の適用を受ける職員（パートタイム会計年度任用職員にあつては、一般職給与条例第4条の2 _____に規定する再任用短時間勤務職員_____。以下同じ。）の例による。</p> <p>2 （略）</p>

議案第 89号参考資料

川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 川口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年条例第10号）第4条若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員又は川口市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第7号）第12条若しくは第13条第1項の規定により採用された職員（以下これらを「任期付短時間勤務職員等」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間を超えない範囲内において、任命権者が定める。</p> <p>4 任命権者は、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要により前3項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日</p>	<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次条第1項において「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間を超えない範囲内において、任命権者が定める。</u></p> <p>4 川口市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年条例第10号）第4条又は<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員（次条第1項において</u> <u>「任期付短時間勤務職員等」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間を超えない範囲内において、任命権者が定める。</u></p> <p>5 任命権者は、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日</p>

求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。

5 （略）

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、1の年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2) ・(3) （略）

2・3 （略）

（特別休暇）

求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。

5 （略）

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、1の年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2) ・(3) （略）

2・3 （略）

（特別休暇）

第14条 (略)

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1)～(7) (略)

(8) 職員の親族（別表の死亡した者の欄に掲げる者に限る。以下この号において同じ。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 連続する同表に定める日数の範囲内の期間。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合において、任命権者が必要と認めるときは、別に1日を与えることができる。

(9)～(11) (略)

(12) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 連続する7日（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し規則で定める日数）（週休日、祝日法による休日、年末年始の休日及び代休日（第19号において「休日等」という。）を除く。）の範囲内の期間

(13)～(16) (略)

(17) 夏季において心身の健康の保持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の7月から9月までの期間（以下この号において「取得期間」という。）内において7日（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し任命権者が別に定める日数）の範囲内の期間。ただし、任命権者が必要と認めるときは、取得期間を変更することができる。

(18) 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し規則で定める日数）の範囲内で必要と認める期間

ア～ウ (略)

第14条 (略)

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1)～(7) (略)

(8) 職員の親族（別表の死亡した者の欄に掲げる者に限る。以下この号において同じ。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 連続する別表に定める日数の範囲内の期間。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合において、任命権者が必要と認めるときは、別に1日を与えることができる。

(9)～(11) (略)

(12) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 連続する7日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し規則で定める日数）（週休日、祝日法による休日、年末年始の休日及び代休日（第19号において「休日等」という。）を除く。）の範囲内の期間

(13)～(16) (略)

(17) 夏季において心身の健康の保持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の7月から9月までの期間（以下この号において「取得期間」という。）内において7日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し任命権者が別に定める日数）の範囲内の期間。ただし、任命権者が必要と認めるときは、取得期間を変更することができる。

(18) 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し規則で定める日数）の範囲内で必要と認める期間

ア～ウ (略)

(19)・(20) (略)

(21) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の7週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(22) 次条第1項に規定する要介護者の介護その他の規則で定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（同項に規定する要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(23) (略)

(19)・(20) (略)

(21) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の7週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(22) 次条第1項に規定する要介護者の介護その他の規則で定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（次条第1項に規定する要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(23) (略)

議案第 90号参考資料

川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（有給の特別休暇）</p> <p>第13条 会計年度任用職員（第9号から第12号まで、第14号及び第15号に掲げる場合にあつては、規則で定める会計年度任用職員に限る。）は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間の有給の特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内においてその都度必要と認める期間</p>	<p>（有給の特別休暇）</p> <p>第13条 会計年度任用職員（第9号から第12号まで、第14号及び第15号に掲げる場合にあつては、規則で定める会計年度任用職員に限る。）は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間の有給の特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内においてその都度必要と認める期間</p>

議案第 91号参考資料

川口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p><u>(3) 川口市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第8条第2号に規定する管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び<u>引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に</u> _____ 採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）におい</u></p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員 _____ 以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（<u>第2条の4 _____ の規定に該当する場合にあつては、2歳 _____ に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び _____ 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に<u>引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p>

て育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するとき又はイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子

の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ （略）

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ （略）

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれに

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) ・ (3) （略）

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) ～(4) （略）

(5) （略）

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条_____の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているもの_____が、当該任期を_____更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日_____を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

も該当するときとする。

(1) ・ (2) （略）

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) ～(4) （略）

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) （略）

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期_____の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の_____末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(3) 川口市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第8条第2号に規定する管理監督職を占める職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) (略)

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第17条 育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) (略)

(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)

第17条 育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第4条第2項	(略)	定めるものとし、当該職員の給料月額は、当該職員の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第4条第4項	(略)	決定するものとし、当該職員の給料月額は、当該職員の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第4条第10項	(略)	
第9条第2項第2号	定年前再任用 短時間勤務職員	(略)
(略)		
第12条第5項	(略)	要しない。ただし、当該時間が川口市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）第17条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する勤務時間等に関する条例第3条第2項に規定する規則で定める勤務時間に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第15条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場

(略)		
第4条第2項	(略)	定めるものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第4条第4項	(略)	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第4条第9項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第4条の2	(略)	
第9条第2項第2号	再任用短時間 勤務職員	(略)
(略)		
第12条第3項	前項	川口市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第17条
第12条第4項	第2項	育児休業条例第17条
第12条第5項	(略)	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例 第17条の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する勤務時間等に関する条例第3条第2項に規定する規則で定める勤務時間に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第15条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場

	合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
(略)	

(育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)

第18条 育児短時間勤務職員等についての川口市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年条例第7号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条の見出し、同条第2項及び第3項	定年前再任用短時間勤務職員	(略)
第18条第1項	定年前再任用短時間勤務職員	(略)
	(略)	

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。
)

(部分休業の承認)

第21条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(勤務時間等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。)(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等

	合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
(略)	

(育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)

第18条 育児短時間勤務職員等についての川口市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年条例第7号)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条の見出し、同条第2項及び第3項	再任用短時間勤務職員	(略)
第18条第1項	再任用短時間勤務職員	(略)
	(略)	

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。
)

(部分休業の承認)

第21条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(勤務時間等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。)(非常勤職員(再任用短時間勤務職員

を除く。以下この条において同じ。) にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間) の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

を除く。以下この条において同じ。) にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間) の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

れに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 (略)

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第10条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方

れに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 (略)

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第10条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方

独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び同条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第17条第1項若しくは第19条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第14条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第10条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1)～(19) (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項及び第5条第1項に規定する者（20年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを除く。）のうち、定年退職日から1年前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(退職手当の調整額)

第9条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方

独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第10条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第17条第1項若しくは第19条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第14条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第10条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1)～(19) (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項及び第5条第1項に規定する者（20年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを除く。）のうち、定年退職日から1年前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(退職手当の調整額)

第9条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方

道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第10条第4項において「休職月等」という。）のうち市長が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(8) (略)

2～5 (略)

(失業者の退職手当)

第15条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市長が定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間

道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下

「休職月等」という。）のうち市長が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(8) (略)

2～5 (略)

(失業者の退職手当)

第15条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市長が定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間

に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が別に定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が別に定める職員が、市長が別に定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5～10（略）

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4)（略）

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6)（略）

12～17（略）

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第19条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払

に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする

5～10（略）

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4)（略）

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6)（略）

12～17（略）

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第19条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払

を受ける権利を承継した者) に対し、第 17 条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第 29 条第 3 項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第 20 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 17 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 15 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第 22 条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には_____、これらの規定により算出される金額（次条及び第 22 条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員

を受ける権利を承継した者) に対し、第 17 条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第 29 条第 3 項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員_____に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員_____に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第 20 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 17 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 15 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第 22 条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第 22 条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員_____に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員_____

に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第22条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第20条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には____、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第20条第5項又は前条第3項において準用する川口市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第20条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該

に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第22条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第20条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条____において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第20条第5項又は前条第3項において準用する川口市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第20条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該

一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第18条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任

一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第18条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員

用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 （略）

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日_____以後の退職による退職手当について適用する。

2 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合_____には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

_____に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 （略）

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日（以下「適用日」という。）以後の退職による退職手当について適用する。

2 適用日の前日以前の退職による退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 常時勤務に服することを要しない者で適用日の前日に雇用されている者が、適用日以後最初に退職した場合（第2条第2項の規定により職員とみなされる場合を除く。）においてこの条例による改正前の川口市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第8条第2項の規定によれば退職手当の支給を受けることができた者に該当するときは、その者を第2条第1項の職員とみなして退職手当を支給する。

4 職員の適用日の前日を含む月以前における旧条例第8条第2項に規定する常勤を要しない職員としての勤続期間は、従前の例により計算し、これを同月後の引き続きした勤続期間に加算するものとする。

5 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合（附則第3項の規定に該当する場合を除く。）には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

6 適用日の前日に在職する職員で第2条の職員に該当する者が適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で任命権者が市長の承認を得て定めるものを除く。）をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、第2条の4から第5条の3まで及び第9条から第9条の5までの規定にかか

3 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する第11条のこの規定の適用については、同条中「12月」とあるのは「6月」とする。

4 (略)

ならず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第3条第1項又は第5条第1項の規定に該当する退職（傷病又は死亡による退職に限る。） その者につき旧条例第4条（死亡により退職した者にあつては、旧条例附則第6項を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の額と第3条第1項又は第5条第1項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

(2) 第4条第1項の規定に該当する退職（勤務公署の移転による退職に限る。） その者につき旧条例第5条の規定により計算した退職手当の額と第4条第1項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

(3) 第9条又は第9条の2の規定に該当する退職 その者につき旧条例第3条、第4条又は第5条の規定により計算した退職手当の額と第2条の4、第3条、第5条から第5条の3まで及び第9条から第9条の4までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

7 附則第5項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する第11条のこの規定の適用については、同条中「12月」とあるのは「6月」とする。

8 (略)

9 適用日の前日に現に在職する職員のうち次に掲げるものが、年齢50年以上で、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合には、第5条の規定に該当する場合のほか当分の間、同条の規定による退職手当を支給することができる。

(1) 先に職員として在職した者のうち、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて附則第11項に規定する外国政府職員等となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失った後に引き続いて再び職員となったもの（附則第13項第2号又は附則第17項の規定により在職期間が引き続いたものとみなされる期間内に再び職員となったものを含む。）

(2) 前号に掲げる者のほか、職員としての勤続期間が15年以上の者

10 昭和28年12月31日に現に在職していた職員の同年同月同日以前における勤続期間の計算については、附則第11項から第14項までの規定によるほか、第10条（同条第5項中段を除く。）、第11条、第12条並びに川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和49年条例第17号。以下「条例第

17号」という。) 附則第7項の規定の例による。

11 昭和28年12月31日に現に在職していた職員の日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間の3分の2の期間は、その者の職員としての引続いた在職期間には、含まないものとする。

(1) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があった法人で外国において日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。)若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)の事業と同種の事業を行っていたもので、施行令附則第3項第3号の規定により総務大臣が指定するものの職員(以下「外国政府職員等」という。)となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失った後に引き続いて再び職員となったものの当該外国政府職員等としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

(2) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて旧国民医療法(昭和17年法律第70号)に規定する日本医療団(以下「医療団」という。)の職員(以下「医療団職員」という。)となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引き継ぎとともに引き続いて再び職員となったものの当該医療団職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

(3) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて日本赤十字社の救護員(以下「救護員」という。)となるため退職し救護員として旧日本赤十字社令(明治43年勅令第228号)の規定に基づき戦

地勤務（恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号）附則第41条の2第1項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。）に服し、かつ、救護員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となったものの当該救護員として戦地勤務に服した期間の3分の2の期間

(4) 先に職員として在職した者であってア又はイに該当するもののア又はイに掲げる期間

ア 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国にあった特殊機関の職員で、施行令附則第3項第6号の規定により総務大臣の指定するもの（以下「外国特殊機関職員」という。）となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となった者の当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

イ 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政府の職員となるため退職し、当該外国政府の当該業務の外国にあった特殊機関への引き継ぎとともに、引き続いて外国特殊機関職員となり、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となった者の当該外国政府の職員及び当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

12 昭和28年12月31日に現に在職していた職員のうち、次の各号の一に掲げるものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

(1) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸奨を受けて他の任命権者に属する職員となるため退職し、かつ、任命権者の手続きの遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認又は勸奨を受けた他の任命権者に属する職員となったもの

(2) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて在外研究員又は外国留学生（以下「在外研究員等」という。）となるため退職し、かつ、その研究又は留学を終えた後に引き続いて再び職員となったもの

12の2 昭和20年8月15日前に軍人軍属としての身分を失った者が、その身分を失った日以後120日（特殊の事情があったものについては、任命権者の承認する期間）以内に他に就職することなく職員となった場合においては、軍人軍

属としての在職期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

13 昭和20年8月15日に現に次の各号の一に掲げる者であったものが当該各号に掲げる日から昭和28年12月31日までの間に他に就職することなく職員となった場合においては、当該各号に掲げる者であった期間は、そのものの職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

(1) 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する勅令（昭和21年勅令第287号）の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日

(2) 外国政府職員等、外国特殊機関職員又は在外研究員等 昭和20年8月16日

(3) 救護員で戦地勤務に服したことがある者又は軍人軍属 その身分を失った日

14 先に職員として在職した者であって、旧公職に関する就職禁止・退官・退職等に関する勅令（昭和21年勅令第109号）第1条若しくは旧公職に関する就職禁止・退職等に関する勅令（昭和22年勅令第1号）第3条の規定により退職させられた者又はこれらに準ずる措置で施行令附則第6項の規定に基づく総理府令で定めるものにより、その者の意思によらないで退職させられた者（先に職員として在職し、終戦に伴い、昭和20年8月15日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前においてその者の意志によらないで退職した者のうち、これらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日（その禁ぜられた日前に再び職員となった者については、その再び職員となった日）の前日までの間に他に就職しなかった者を含む。）が、その退職の後、法令の規定又は特別の手続きによりこれらの措置が解除された日（これらの措置により就職が制限されなかった職員となった場合にあつては、当該退職の日）から昭和28年12月31日までの間に再び職員となった場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から120日を経過した日以後に再び職員となった場合において、当該経過した日から再び職員となった日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。

15 昭和28年12月31日に現に在職していた職員であつて、職員以外の地方公務員等（もとの外地の地方公共団体又はこれに準ずるものに勤務していた公務

員を含む。以下本項及び次項において同じ。) から引き続いて職員となった者及び同年同月同日に現に在職していた職員以外の地方公務員等であって昭和29年1月1日以後に引き続いて職員となったものの昭和28年12月31日以前における職員以外の地方公務員等としての勤続期間の計算については、附則第11項から前項までの規定を準用するほか、第10条第5項及び第7項、第12条並びに条例第17号附則第7項の規定の例による。この場合において、第10条第5項ただし書中「退職により」とあるのは「退職(条例第17号による改正前の第12条の2第1項の退職、附則第20項の特殊退職及び附則第21項に規定する職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。)により」と読み替えるものとする。

16 前項の場合において、先に職員として在職した者であって昭和28年12月31日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて職員以外の地方公務員等となった者については、第24条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となった者とみなして同項の規定を適用する。

17 昭和20年8月15日に現に附則第13項各号に掲げる者(救護員で戦地勤務に服したことがある者、外国特殊機関職員及び在外研究員等を除く。以下この項において「外地官署所属職員等」という。)であった者で同日において本邦外にあったもののうち、昭和28年8月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年(特殊の事情があると認められる場合には、任命権者が市長と協議して定める期間を加算した期間。以下この項において同じ。)以内に職員となったもの又は同年8月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年以内に職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった者については、外地官署所属職員等であった期間は、その者の同年8月1日以後において最初に開始する職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなし、かつ、当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなす場合にあっては当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該職員又は職員以外の地方公務員等とし

ての在職期間の開始の日の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。

18 前項に規定する者の昭和28年7月31日（同年8月1日以後に附則第13項第1号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日）以前における勤続期間の計算については、前項の規定に該当するものを除き、附則第11項及び附則第12項（これらの規定を附則第15項において準用する場合を含む。）並びに附則第16項の規定を準用するほか、第10条第5項及び第7項並びに第12条の規定の例による。この場合において、第10条第5項ただし書中「退職により」とあるのは「退職（附則第20項の特殊退職及び附則第21項に規定する職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

19 昭和28年12月31日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続いて職員となった者又は附則第17項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となったことがある者が退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第2条の4から第5条の3まで、第9条から第9条の5まで、条例第17号による改正前の第12条の2第2項及び附則第21項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、次に掲げる第1号の割合から第2号の割合（附則第21項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職をした者については、当該割合とその者に係る附則第21項において例による附則第19項第2号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第2条の4から第5条の3まで、第9条から第9条の5まで及び附則第6項並びに条例第17号附則第3項から附則第6項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退

職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となった勤続期間（当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。）に相当する月数）をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当（附則第14項の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、第4条（25年以上勤続して退職した者のうち勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得て定めるもの以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）若しくは第5条の規定による退職手当又はこれに準ずる退職手当にかかる退職（以下「整理退職」という。）に該当する特殊退職をした者については、第4条第1項の規定による退職手当）の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合（特殊退職を2回以上した者については、それぞれの特殊退職にかかる当該割合を合計した割合）

20 前項の特殊退職は、次の各号に掲げる退職又は身分の喪失とする。ただし、第1号から第3号までの退職にあつては、整理退職に該当する退職を除く。

- (1) 職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合（職員以外の地方公務員等が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた地方公共団体等の職員以外の地方公務員等となる場合を含む。）の退職
- (2) 職員又は職員以外の地方公務員等が任命権者の要請を受けて職員又は職員以外の地方公務員等となるため退職し、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は当該職員以外の地方公務員等となる場合（前号に該当する場合を除く。）の退職
- (3) 附則第11項各号又は附則第12項各号（これらの規定を附則第15項及び附則第18項において準用する場合を含む。）の退職
- (4) 附則第14項（附則第15項において準用する場合を含む。）の退職
- (5) 外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失

21 職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となった者のうち、職

5 昭和60年3月31日に日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関

員としての引き続いた在職期間（その者が当該在職期間中においてたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある場合には、当該退職の日（当該退職を2回以上した者については、そのうちの最終の退職の日）以後の職員としての引き続いた在職期間に限る。）中において、昭和38年3月31日までの間に、職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職（整理退職に該当する退職及び特殊退職に該当する退職を除く。）をし、かつ、退職の日又はその翌日に、職員又は職員以外の地方公務員等となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額については、附則第19項の規定の例による。この場合において、第10条第5項の規定の適用については、同項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（条例第17号による改正前の第12条の2第1項の退職、附則第20項の特殊退職及び附則第21項に規定する職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

22 昭和60年3月31日に旧専売公社

の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧日本電信電話公社

の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関

する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

6 昭和62年3月31日に日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下この項において「旧日本国有鉄道」という。）の職員として在職する者が、引き続き日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であって同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

7 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和49年条例第17号。以下「条例第17号」という。）附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第17項から第25項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第9条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。

8 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第17号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職

する法律_____第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法_____第2条第2項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

2.3 昭和62年3月31日に旧日本国有鉄道

_____の職員として在職する者が、引き続き日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であって同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

2.4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第17号

_____附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで_____の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第9条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第24項」とする。

2.5 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第17号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職

をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第20項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

9 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第17号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第5条又は附則第18項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第7項の規定の例により計算して得られる額とする。

10・11 （略）

12 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

13～15 （略）

16 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第15条第10項及び第16項の規定の適用については、同条第10項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号ア中「認めたもの」とあるのは「認めたもの又は雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」と、同条第16項中「及び前項」とあるのは「、前項及び附則第16項の規定により読み替えて適用する第10項」とする。

17 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定

をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2 _____ の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

26 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第17号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第5条 _____ の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第24項の規定の例により計算して得られる額とする。

27・28 （略）

29 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

30～32 （略）

33 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第15条第10項及び第16項の規定の適用については、同条第10項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号ア中「認めたもの」とあるのは「認めたもの又は雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」と、同条第16項中「及び前項」とあるのは「、前項及び附則第32項の規定により読み替えて適用する第10項」とする。

の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第17項」とする。

18 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第18項」とする。

19 前2項の規定は、医師及び歯科医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

20 川口市職員の給与に関する条例附則第20項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

21 当分の間、第4条第1項に規定する者（11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に限る。）及び第5条第1項に規定する者（25年以上勤続して退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者又は勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に限る。）に対する第5条の3及び第9条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年退職日」とあるのは「定年退職日（医師及び歯科医師以外の者（川口市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第 号）第1条の規定による改正前の川口市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第7号）第3条本文の適用を受けていた者であつて医師及び歯科医師に該当する職員を含む。第9条の3において同じ。）にあつては、その者が60歳に達する日以後における最初の3月31日）」と、同条の表及び第9条の3の表中「定年」とあるのは「定年（医師及び歯科医師以外の者にあつては、60歳）」とする。

22 当分の間、第4条第1項に規定する者（11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に限る。）及び第5条第1項に規定する者（25年以上勤続して退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受け

て退職した者又は勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に限る。）（医師及び歯科医師以外の者（川口市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第 号）第1条の規定による改正前の川口市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第7号）第3条本文の適用を受けていた者であって医師及び歯科医師に該当する職員を含む。附則第24項及び第25項において同じ。）に限る。）（市長が別に定める者を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「から1年前まで」とあるのは、「まで」とする。

23 当分の間、第4条第1項に規定する者（11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に限る。）及び第5条第1項に規定する者（25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は法律の規定に基づく任期を終えて退職した者に限る。）を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「定年から20年」とあるのは、「定年（医師及び歯科医師以外の者（川口市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第 号）第1条の規定による改正前の川口市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第7号）第3条本文の適用を受けていた者であって医師及び歯科医師に該当する職員を含む。）にあつては、60歳）から15年」とする。

24 当分の間、第5条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。）であって医師及び歯科医師以外の者が60歳に達する日前に退職した場合における第5条の3及び第9条の3の規定の適用については、第5条の3の表及び第9条の3の表中「100分の3」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

25 当分の間、第5条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。）であって医師及び歯科医師以外の者が60歳に達した日以後に退職した場合における第5条の3及び第9条の3の規定の適用については、第5条の3の表及び第9条の3の表中「100分の3」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

○ 川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和49年条例第17号）（附則第5項関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 1・2 （略） （長期勤続者等に対する退職手当に係る特例）</p> <p>3 適用日に在職する職員（適用日に第1条による改正前の川口市職員退職手当支給条例（以下「改正前の条例」という。）第12条の2第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。）のうち、平成8年4月1日以後に川口市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第68号。以下この項から第6項までにおいて「退職手当条例」という。）第3条から第5条まで又は附則第17項若しくは第18項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、退職手当条例第3条から第5条の3まで及び附則第17項から第25項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、平成8年4月1日以後に退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は退職手当条例第5条の2及び附則第20項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 適用日に在職する職員のうち、平成8年4月1日以後に退職手当条例第5条又は附則第18項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年としてこの条例附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>附 則 1・2 （略） （長期勤続者等に対する退職手当に係る特例）</p> <p>3 適用日に在職する職員（適用日に第1条による改正前の川口市職員退職手当支給条例（以下「改正前の条例」という。）第12条の2第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。）のうち、平成8年4月1日以後に川口市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第68号。以下この項から第6項までにおいて「退職手当条例」という。）第3条から第5条まで_____の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、退職手当条例第3条から第5条の3まで_____の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、平成8年4月1日以後に退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は退職手当条例第5条の2_____の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 適用日に在職する職員のうち、平成8年4月1日以後に退職手当条例第5条_____の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年としてこの条例附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>

6 川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）
による改正前の退職手当条例（以下この項において「令和4年旧条例」という。）

）附則第6項の規定の適用を受ける職員で附則第3項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、令和4年旧条例第2条の4から第5条の3まで、第9条から第9条の5まで及び附則第6項並びにこの条例附則第3項から前項まで又は次項 の規定にかかわらず、その者につき改正前の条例の規定により計算した退職手当の額と令和4年旧条例及び附則第3項から前項までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

7～9 （略）

6 退職手当条例附則第6項

の規定の適用を受ける職員で附則第3項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、退職手当条例 第2条の4から第5条の3まで、第9条から第9条の5まで及び附則第6項並びにこの条例附則第3項から前項まで又は附則第7項の規定にかかわらず、その者につき改正前の条例の規定により計算した退職手当の額と退職手当条例 及び附則第3項から前項までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

7～9 （略）

○ 川口市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成16年条例第23号）（附則第6項関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～11 （略）</p> <p>12 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で川口市職員退職手当支給条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例<u>附則第7項</u>の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>13 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>1～11 （略）</p> <p>12 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で川口市職員退職手当支給条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例<u>附則第24項</u>の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>13 （略）</p>

議案第 94号参考資料

川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第63号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
（施設） 第4条 診療保健施設は、次のとおりとする。				（施設） 第4条 診療保健施設は、次のとおりとする。			
名 称	位 置	診 療 科 目	病床数	名 称	位 置	診 療 科 目	病床数
川口市立医療センター	（略）	内科、消化器内科、血液内科、脳神経内科、呼吸器内科、腎臓内科、糖尿病内分泌内科、循環器科、小児科、精神科、外科、消化器外科、乳腺外科、呼吸器外科、小児外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、心臓血管外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、リハビリテーション科、病理診断科、 <u>緩和ケア内科</u>	一般病床 <u>510床</u>	川口市立医療センター	（略）	内科、消化器内科、血液内科、脳神経内科、呼吸器内科、腎臓内科、糖尿病内分泌内科、循環器科、小児科、精神科、外科、消化器外科、乳腺外科、呼吸器外科、小児外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、心臓血管外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、リハビリテーション科、病理診断科	一般病床 <u>539床</u>
（略）				（略）			

議案第 95号参考資料

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成7年条例第14号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案						現 行																																																			
<p>（委員会の設置）</p> <p>第13条の2 法第8条の2第1項第2号（<u>法第9条第2項</u>において準用する場合を含む。）及び第15条の2第1項第2号（<u>法第15条の2の6第2項</u>において準用する場合を含む。）に掲げる事項その他廃棄物処理施設に関し必要な事項について調査審議するため、川口市廃棄物処理施設専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第53条 市長は、<u>法第18条第1項</u>に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができる。</p> <p>別表第1（第35条、第36条関係）</p> <p>1 廃棄物処理手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>取扱区分</th> <th>単位</th> <th>収集及び運搬に関する手数料</th> <th>処分に関する手数料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の廃棄物</td> <td rowspan="2">家庭系廃棄物</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>市の処理施設に搬入されるもの（特定処理廃棄物）</td> <td>重量10キログラムに</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>100円</td> <td>重量が10キログラム未満の場合は</td> </tr> </tbody> </table>						種別	取扱区分	単位	収集及び運搬に関する手数料	処分に関する手数料	備考	（略）						その他の廃棄物	家庭系廃棄物	（略）				市の処理施設に搬入されるもの（特定処理廃棄物）	重量10キログラムに	/	100円	重量が10キログラム未満の場合は	<p>（委員会の設置）</p> <p>第13条の2 法第8条の2第1項第2号（<u>第9条第2項</u>において準用する場合を含む。）及び<u>法第15条の2第1項第2号</u>（<u>第15条の2の6第2項</u>において準用する場合を含む。）に掲げる事項その他廃棄物処理施設に関し必要な事項について調査審議するため、川口市廃棄物処理施設専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（報告の徴収）</p> <p>第53条 市長は、<u>法第18条</u>に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができる。</p> <p>別表第1（第35条、第36条関係）</p> <p>1 廃棄物処理手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>取扱区分</th> <th>単位</th> <th>収集及び運搬に関する手数料</th> <th>処分に関する手数料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の廃棄物</td> <td rowspan="2">家庭系廃棄物</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>市の処理施設に搬入されるもの（特定処理廃棄物）</td> <td>重量100キログラム</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>30円</td> <td>10キログラム未満の端数があると</td> </tr> </tbody> </table>						種別	取扱区分	単位	収集及び運搬に関する手数料	処分に関する手数料	備考	（略）						その他の廃棄物	家庭系廃棄物	（略）				市の処理施設に搬入されるもの（特定処理廃棄物）	重量100キログラム	/	30円	10キログラム未満の端数があると
種別	取扱区分	単位	収集及び運搬に関する手数料	処分に関する手数料	備考																																																				
（略）																																																									
その他の廃棄物	家庭系廃棄物	（略）																																																							
		市の処理施設に搬入されるもの（特定処理廃棄物）	重量10キログラムに	/	100円	重量が10キログラム未満の場合は																																																			
種別	取扱区分	単位	収集及び運搬に関する手数料	処分に関する手数料	備考																																																				
（略）																																																									
その他の廃棄物	家庭系廃棄物	（略）																																																							
		市の処理施設に搬入されるもの（特定処理廃棄物）	重量100キログラム	/	30円	10キログラム未満の端数があると																																																			

	を除く。)	つき			10キログラムに切り上げるものとし、重量が10キログラム以上の場合は10キログラム未満の端数を四捨五入するものとする。
	事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	重量10キログラムにつき		220円	

2 (略)

	を除く。)	を超える場合その超えるもの10キログラムにつき			きは、これを四捨五入するものとする。
	事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	重量10キログラムにつき		220円	

2 (略)

議案第 96号参考資料

川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市建築基準法等関係事務手数料条例（平成11年条例第52号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（建築基準法に基づく市長への申請に係る手数料の額等）</p> <p>第3条 法に基づき市長に許可、認定等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第7条の6第1項第1号又は<u>第18条第24項第1号</u>（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 1件につき 120,000円</p> <p>(2)～(31) (略)</p> <p>(32) <u>法第85条第6項</u>の規定に基づく仮設興行場等建築許可申請手数料 同 120,000円</p> <p>(33) <u>法第85条第7項</u>の規定に基づく特別仮設興行場等建築許可申請手数料 同 160,000円</p> <p>(34)～(46) (略)</p> <p>(47) <u>法第87条の3第6項</u>の規定に基づく用途の変更による興行場等の使用許可申請手数料 同 120,000円</p> <p>(48) <u>法第87条の3第7項</u>の規定に基づく用途の変更による特別興行場等の使用許可申請手数料 同 160,000円</p> <p>（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく認定等の申請に係る手数料の額等）</p> <p>第5条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長に認定又は承認の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p>	<p>（建築基準法に基づく市長への申請に係る手数料の額等）</p> <p>第3条 法に基づき市長に許可、認定等の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第7条の6第1項第1号又は<u>法第18条第24項第1号</u>（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 1件につき 120,000円</p> <p>(2)～(31) (略)</p> <p>(32) <u>法第85条第5項</u>の規定に基づく仮設興行場等建築許可申請手数料 同 120,000円</p> <p>(33) <u>法第85条第6項</u>の規定に基づく特別仮設興行場等建築許可申請手数料 同 160,000円</p> <p>(34)～(46) (略)</p> <p>(47) <u>法第87条の3第5項</u>の規定に基づく用途の変更による興行場等の使用許可申請手数料 同 120,000円</p> <p>(48) <u>法第87条の3第6項</u>の規定に基づく用途の変更による特別興行場等の使用許可申請手数料 同 160,000円</p> <p>（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく認定等の申請に係る手数料の額等）</p> <p>第5条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この条において「法」という。）に基づき市長に認定又は承認の申請をしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。</p>

(1)・(2) (略)

(3) 法第5条第6項及び第7項の規定に基づく同条第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅維持保全計画」という。）の認定申請手数料

ア 確認書等が添付されているもの 1件につき 別表第2の2（ア）の欄に掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額

イ 確認書等が添付されていないもの 1件につき 別表第2の2（ア）の欄に掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（ウ）の欄に定める額

(4)・(5) (略)

(6) 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料

ア 確認書等が添付されているもの 1件につき 別表第2の2（ア）の欄に掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

イ 確認書等が添付されていないもの 1件につき 別表第2の2（ア）の欄に掲げる住宅の種類及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（ウ）の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(7) (略)

(8) 法第10条の規定に基づく_____地位の承継の承認申請手数料 1件につき 2,200円

(9) (略)

2 前項第1号、第3号、第4号及び第6号に規定する床面積の合計は、当該申請に係る住宅が属する1の建築物の延べ面積とする。

(手数料の減免)

第11条 次に掲げる場合には、第2条第1項（同項第1号から第3号までの規定を適用して第5条第1項第2号及び第5号、第6条第1項第2号及び第4号並びに第7条第1項第4号及び第6号において算定する場合を含む。次項及び第4項

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

(5) (略)

(6) 法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料 1件につき 2,200円

(7) (略)

2 前項第1号及び第3号_____に規定する床面積の合計は、当該申請に係る住宅が属する1の建築物の延べ面積とする。

(手数料の減免)

第11条 次に掲げる場合には、第2条第1項（同項第1号から第3号までの規定を適用して第5条第1項第2号及び第4号、第6条第1項第2号及び第4号並びに第7条第1項第4号及び第6号において算定する場合を含む。次項及び第4項

において同じ。)、第3条、第8条及び第9条に規定する手数料を免除することができる。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

別表第2の2 (第5条関係)

(略)

において同じ。)、第3条、第8条及び第9条に規定する手数料を免除することができる。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)